

朝霞市規則第 28 号

朝霞市保育の実施及び利用調整に関する規則の一部を改正する規則

朝霞市保育の実施及び利用調整に関する規則（平成 26 年朝霞市規則第 35 号）の一部を次のように改正する

第 9 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、保護者の入所希望月の翌月以降の入所月が対象となる利用調整について、利用保留の通知は省略することができる。

第 10 条の見出し中「入所承諾」の次に「（決定）」を加え、同条中「号）により、」の次に「保育所を除く保育所等に入所決定した場合は、保育所等入所決定通知書（様式第 12 号の 2）により、保育所等の入所を」を加え、「保育所入所承諾書」を「保育所入所承諾（決定）通知書」に、「保育所入所保留通知書（様式第 12 号の 2）」を「保育所等入所保留通知書（様式第 12 号の 3）」に改める。

第 12 条中「保育所等利用内定（入所承諾）辞退届出書」を「保育所等利用内定（入所承諾・入所決定）辞退届出書」に改める。

第 14 条中「継続児童家庭状況等確認票」を「保育所等の利用に係る現況届」に改める。

第 15 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、保護者の転所希望月の翌月以降の入所月が対象となる利用調整について、転所保留の通知は省略することができる。

別表第 5 中

前年度の保留者（育児休業を延長するため指数の減算を希望し、保留となった者を除く。以下同じ。）（前年度において 1 歳児クラス以上での利用調整申請をした者に限る。）	2
前年度及び前々年度の保留者（前々年度において 1 歳児クラス以上での利用調整申請をした者に限る。）	4
前々々年度から前年度までの保留者（前々々年度において 1 歳児クラス以上での利用調整申請をした者に限る。）	6

を削る。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号 (第6条関係)

(表)

入所に関する確認票

申請児童氏名：	生年月日：	年	月	日
---------	-------	---	---	---

- 1 現在の保育状況（該当するものに☐を入れてください。）

☐ 認可の教育・保育施設等に預けている（一時利用以外）
☐ 認可外保育施設・幼稚園等に預けている（月極）（※）
☐ 教育・保育施設等に預けている（一時保育）（※）
☐ 別居の親族・知人等に有償（※）で預けている ☐ 父・母が仕事等と並行して保育している
☐ 育児休業をとって保育している ☐ 同居の祖父母が自宅で保育している
☐ その他 （ ）

}

預け先
（ ）

※に該当し、月６４時間以上の利用をしている場合は、保育室等在園証明書（様式第８号）の提出が必要となります。

- 2 育児休業中に申し込む場合（該当するものに☐を入れてください。）

☐ 復職を希望するが、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。

☐ 復職を希望する。

- 3 兄弟姉妹が同時に申請する場合（きょうだい条件）（該当するものに☐を入れてください。）

質問１　必ずご記入ください。

☐ 同時期に同じ保育園等に入れなければ入所しない。（同時同所）
☐ 別々の保育園等でもいいが、同時期でなければ入所しない。（同時希望）⇒質問３へ
☐ １人でも入所でできれば入所する。⇒質問２へ

質問２　質問１で「１人でも入所でできれば入所する」を選択した方は、必ずご記入ください。

申請児童以外のきょうだいが入所内定となった場合、申請児童の保育方法 ⇒回答後、質問３へ
☐ 認可外保育施設・幼稚園等 ☐ 親族による保育 ☐ その他（ ）

質問３　同時期に入所できる場合

☐ 上位希望施設で別施設になるよりも、下位希望施設での同所を希望する。（同所優先）
☐ あくまで希望順位を優先する。（希望順優先）

- 4 過去の市内保育園等申請・利用状況（該当するものに☐を入れてください。）

現在取得中の育児休業取得前に申請児童が保育園等の利用を（☐していない・☐している）

※ 裏面もご記入ください。

(裏)

5 入所後の希望について ※ 実際の保育時間については、勤務時間及び通勤時間等を考慮し、入所先の施設長が決定します。

希望保育時間	平 日	午前	:	～	午後	:
	土 曜	午前	:	～	午後	:
(該当する番号に○をし、必要な事項をご記入ください。)						
希望する保育必要量	1 保育標準時間 (1日11時間程度の利用) 2 保育短時間 (1日8時間程度の利用)					
主に送迎する方	1 父 ・ 2 母 ・ 3 祖父 ・ 4 祖母 ・ 5 その他 ()					
送迎手段	1 徒歩 (※) ・ 2 自転車 ・ 3 バイク ・ 4 自動車 ・ 5 バス (※) ご家庭のチャイルドシート付自転車の所有状況にもお答えください。 1 所有している ・ 2 購入予定 ・ 3 購入予定なし					

6 児童の状況 (該当するものに☑を入れてください。)

面談日

担当者

◆ 現在治療中又は経過観察中の傷病の有無

☐ 無 ・ ☐ 有 ⇒ 病 名 ()
通 院 (年 月から)
入院歴 (年 月から 年 月)

◆ 健診受診状況

☐ 無 ・ ☐ 有 ⇒ ☐ 4か月 ・ ☐ 10か月 ・ ☐ 1歳半 ・ ☐ 3歳児 ・ ☐ その他 (か月 ・ 歳児健診)

◆ 健診時の指導及び相談事項 ※検診を受診した方は記入してください。

☐ 無 ・ ☐ 有 ⇒ (内容:)

◆ アレルギーの有無

☐ 無 ・ ☐ 有 ⇒ 医師の診断 ☐ 無 ・ ☐ 有
☐ 卵 ☐ 牛乳 ☐ 大豆 ☐ 小麦粉 ☐ ソバ ☐ その他 ()
※食物アレルギーの対応は施設によって異なりますので、事前に希望施設にご相談ください。

◆ アトピーの有無

☐ 無 ・ ☐ 有 ⇒ 医師の診断 ☐ 無 ・ ☐ 有

◆ 投薬の有無

☐ 無 ・ ☐ 有 ⇒ 薬の名称 ()
☐ 飲み薬 ☐ 塗り薬 ☐ その他 ()
※原則として、保育園等での投薬行為はできません。

◆ 言葉や発育について、相談している関係機関・施設の有無

☐ 無 ・ ☐ 有 ⇒ 関係機関・施設名 ()

◆ 障害者手帳等の交付

☐ 無 ・ ☐ 有 ⇒ 手帳等の種類及び等級 (☐ 身体 ・ ☐ 精神 ・ ☐ 療育 手帳 級)

◆ その他入所にあたり健康上又は発達上、気になることの有無

(宗教食の対応を希望する場合は、こちらに記入してください。ただし、対応は施設によって異なりますので、事前に希望施設にご相談ください。)

☐ 無 ・ ☐ 有 ⇒ ()

様式第 10 号を次のように改める。

様式第 1 0 号（第 9 条、第 1 5 条関係）

第 年 月 日 号

様

朝霞市長 印

保育所等利用調整結果通知書（利用内定）

先に申請のありました保育所等の利用調整結果は、次のとおり内定となりましたので、通知します。

認 定 番 号		
子 ど も	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
利用予定の施設	名 称	
	所 在 地	
内 定 利 用 期 間		
備考 1 利用内定された保育所等が指定する期日に面談を受けてください。面談の結果、体験保育（保育所等での生活体験）を行う場合があります。 2 教育・保育給付認定申請書兼所等利用（調整）申請書の記載内容に変更が生じた場合は、速やかに必要書類を添えて届け出てください。 3 保育の実施期間中であっても、保育認定基準に該当しなくなった場合には保育の実施を解除します。 教 示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		

様式第 1 1 号を次のように改める。

様式第 1 1 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

朝霞市長

印

保育所等利用調整結果通知書（利用保留）

先に申請のありました保育所等の利用調整結果は、次のとおり保留となりましたので、通知します。

認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
希 望 施 設 名 称		
希 望 入 所 年 月 日	年 月 日	
保 留 理 由		
合 計 指 数		
有 効 期 間		
教 示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		

様式第 1 2 号を次のように改める。

様式第 1 2 号（第 1 0 条関係）

第 年 月 日 号

様

朝霞市長

印

保育所入所承諾（決定）通知書

利用内定となりました保育所の入所について、次のとおり承諾（決定）しましたので、通知します。

認 定 番 号		
子 ど も	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
利 用 予 定 の 施 設	名 称	
	所 在 地	
決 定 年 月 日		
利 用 期 間		
備考		
1 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用（調整）申請書又は保育所等利用調整申請書（転所）の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。		
2 保育認定基準に該当しなくなった場合には保育の利用ができなくなります。		
教 示		
1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。		
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。		
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		

様式第 12 号の 2 を次のように改める。

様式第 1 2 号の 2 （第 1 0 条関係）

第 年 月 日 号

様

朝霞市長



保育所等入所決定通知書

利用内定となりました保育所等の入所について、次のとおり決定となりましたので、通知します。

認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
利 用 予 定 の 施 設	名 称	
	所 在 地	
決 定 年 月 日		
利 用 期 間		
備考 1 教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用（調整）申請書又は保育所等利用調整申請書（転所）の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。 2 保育認定基準に該当しなくなった場合には保育の利用ができなくなります。 教 示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		

様式第 1 2 号の 2 の次に次の 1 様式を加える。

様式第 1 2 号の 3 （第 1 0 条関係）

第 年 月 日 号

様

朝霞市長



保育所等入所保留通知書

利用内定となりました保育所等の入所について、次のとおり保留となりましたので、通知します。

認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
希 望 施 設 名 称		
希 望 入 所 年 月 日		年 月 日
保 留 理 由		
合 計 指 数		
有 効 期 間		

教 示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第 1 3 号を次のように改める。

様式第 13 号（第 12 条関係）

保育所等利用内定（入所承諾・入所決定）辞退届出書

年 月 日

朝霞市長 宛

保護者 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり、利用内定（入所承諾・入所決定）の辞退を届け出ます。

記

ふりがな	
児童氏名	
児童生年月日	年 月 日
施設名	
クラス年齢	歳児クラス
入所予定日	年 月 日
辞退理由	
利用調整申請取下げ*	有 ・ 無
備考	

*併せて以下のいずれかの提出が必要となります。

利用調整申請の取下げをされる方 ⇒ 「保育園等利用調整（転所）申請取下届出書
引き続き利用調整を希望される方 ⇒ 「利用調整（入所・転所）申請事項変更」

様式第 1 4 号を次のように改める。

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

家庭状況変更届出書

朝霞市長 宛

年 月 日

保 護 者 氏 名
電 話 番 号
ふ り が な
児 童 氏 名
児 童 生 年 月 日
年 月 日
入 所 施 設 名
ク ラ ス 年 齢
歳児クラス

※ きょうだいが在園している場合は、
児童ごとに届出が必要となります。

下記のとおり家庭状況等に変更が生じたので届け出ます。

記

- 1 ☐就職 ☐転職※ ☐育休満了 ☐職場復帰 ☐勤務条件変更 添付書類…就労証明書
【父・母・他（ ）：該当年月日 年 月 日】
【父・母・他（ ）：該当年月日 年 月 日】
※ 併せて「6 退職」の欄に前職の退職日をご記入ください。

- 2 ☐死亡 ☐婚姻 ☐離婚【父・母・他（ ）：該当年月日 年 月 日】
添付書類…婚姻の場合は、配偶者の就労証明書等の保育の必要な事由を証明する書類
配偶者が朝霞市で課税されない場合は個人番号関係書類又は（非）課税証明書

- 3 ☐出産【出産（予定）年月日： 年 月 日】

産休・育休制度の利用予定 【 有 ・ 無 】
《出産前》
添付書類…出産予定日・母の氏名が記載されている資料（母子手帳の写し等）
産前産後休暇取得開始（予定）年月日 年 月 日
《出産後》
添付書類…育児休業取得が
有の場合 …産前産後・育児休業期間が記載された就労証明書
無の場合 …添付書類不要 ※本書類（家庭状況変更届出書）のみ提出

- 4 ☐住所変更【変更年月日： 年 月 日】
新 住 所 朝霞市
新電話番号

- 5 ☐勤務場所変更（場所だけの変更） ☐会社名変更（合併や分社化等を伴わない場合）

父・母・他（ ） （いずれかを○で囲んでく ださい）	勤 務 先 名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号	

- 6 ☐退職【父・母・他（ ）：該当年月日 年 月 日】

- 7 ☐その他

様式第 15 号を次のように改める。

様式第 1 5 号（第 1 4 条関係）

保育所等の利用に係る現況届

年 月 日

朝霞市長 宛

子ども・子育て支援法第 2 2 条の規定に基づき、保育所等の利用に係る世帯状況等について、次のとおり届け出ます。

入 所 児 童	フリガナ 氏 名		生 年 月 日	障害者手帳又は 療育手帳の有無	利 用 施 設 名
	①				
	②				
	③				

認 定 保 護 者	フリガナ 氏 名	入所児童 との続柄	連 絡 先	住 所
同 一 世 帯 に 属 す る 保 護 者				

児 童 の 世 帯 構 成 員 (入所児童及び保護者を除く)	フリガナ 氏 名	入所児童① との続柄	生 年 月 日	勤 務 先	障害者 手帳当 の有無

様式第 17 号を次のように改める。

様式第 1 7 号（ 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

朝霞市長 印

保育所等利用調整結果通知書（転所保留）

先に申請のありました保育所等の利用調整結果は、次のとおり保留となりましたので、通知します。

認 定 番 号		
子 ども	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
希 望 施 設 名 称		
希 望 入 所 年 月 日		年 月 日
保 留 理 由		
合 計 指 数		
有 効 期 間		
教 示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		

様式第 18 号を次のように改める。

様式第 1 8 号（第 1 6 条関係）

保育所等入所（転所）申請取下届出書

年 月 日

朝霞市長 宛

住 所
保護者
氏 名

保育所等の利用調整（転所）申請をしましたが、下記のとおり申請を取り下げます。

記

ふりがな	
児童氏名	
生年月日	年 月 日
クラス年齢	歳児クラス
取下理由	
備 考	

様式第 19 号を次のように改める。

様式第 19 号（第 18 条関係）

保育所等退所届兼退所報告書

年 月 日

朝霞市長 宛

保護者 住 所

氏 名

電話番号

保育所等へ入所している児童について、次の理由により退所させたいので届け出ます。

ふ り が な		児童生年月日
入 所 し て い る 児 童 の 氏 名		年 月 日
入 所 し て い る 施 設 の 名 称		
ク ラ ス 年 齢	歳児クラス	
退 所 さ せ た い 年 月 日	年 月 日	
退 所 さ せ た い 理 由	市外転出※ ・ その他（ ）	
※ 転 出 の 場 合	転出後の入所施設への継続通所希望（ 有 ・ 無 ） ⇒ 有の場合（新住所： 都 道 市 区 府 県 町 村 ） ※朝霞市から転出されましたら、速やかに転出先で継続通所の 手続きをお取りください。手続きがない場合、退所となるこ とがあります。	
備 考		

様式第 2 0 号を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

朝霞市長 印

保育利用解除通知書

次の児童について、保育の利用を解除しますので、通知します。

認 定	番 号	
子 ど も	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
保 護 者	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
利 用 施 設	名 称	
	所 在 地	
利 用 終 了	年 月 日	年 月 日
解 除	理 由	
教 示 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、朝霞市長に対して審査請求をすることが出来ます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、朝霞市を被告として（訴訟において朝霞市を代表する者は朝霞市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することが出来ます。なお、上記1の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することが出来ます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることが出来ず、正当な理由があるときは、上記の期間（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）をりる間やこの処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）をりる間やこの処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、令和 7 年 1 2 月 1 5 日から施行する。ただし、改正後の別表第 5 及び様式第 2 号の改正規定は、公布の日から施行し、令和 8 年度の保育所等の入所に係る利用調整から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。